

○置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

平成16年6月29日

条例第21号

改正 平成18年3月16日条例第18号

平成18年9月19日条例第29号

平成19年3月12日条例第8号

平成20年3月10日条例第8号

平成20年6月25日条例第25号

平成21年3月11日条例第9号

平成22年3月18日条例第7号

平成24年3月15日条例第8号

平成26年9月18日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することによつて、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「身障手帳」という。）の交付を受けた者（以下「身体障害者」という。）であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級、2級又は3級（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害に限る。）に該当する者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和2

5年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師において重度の知的障害(知能指数がおおむね35以下、なお、肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者については、おおむね50以下であつて、日常生活において介護を必要とする者)と判定され、又は診断された者

- (3) 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(以下「精神保健手帳」という。)の交付を受けた者(以下「精神障害者」という。)であつて、精神保健福祉法施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に掲げる1級に該当する者

2 この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 「母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていない者のうち、次のいずれかに該当するものであること。

ア 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者

イ 18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者

- (2) 「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該当する者であること。

- (3) 「児童」とは、次のいずれかに該当するものであること。

ア ひとり親家庭等の母又は父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者(引き続いて特別支援学校の高等部(専攻科を除く。)に在学する者にあつては、在学する期間を含む。)

イ ひとり親家庭等の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）

4 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

5 条例第4条に定める「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

6 この条例において「基本利用料」とは、高確法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

7 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

8 この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

9 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(助成の対象)

第3条 この条例による医療費の助成を受けることができるものは、置戸町に住所を有する者で、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者（国民健康保険法第116条の2の規定により置戸町が行なう国民健康保険の被保険者とされた者含む。）である重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父と児童であつて次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父親と児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。

(1) 生活保護法による保護を受けている者

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者

(3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者

ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。

イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義

務者」という。)の所得の額が、規則で定める額以上であること。

ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者、または、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第2条第1号及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者

エ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間

(4) ひとり親家庭等の母又は父親及び児童で、次のいずれかに該当する者

ア ひとり親家庭等の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。

イ ひとり親家庭等の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。

ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者(以下「養育者」という。)の所得の額が、規則で定める額以上であること。

エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。

(助成の額)

第4条 医療に関する経費の助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。

2 町長は、第2条第6項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(受給者証の交付申請)

第5条 医療に関する経費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を町長に提出するものとする。

(受給者の決定等)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療に関する経費を助成すべきものと認めたときは、その助成の決定をするものと

する。

- 2 町長は、前項の規定により助成を決定したときは、当該医療に関する経費の助成を申請した者に対し、医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（受給者証の提示）

第7条 前条第1項の規定により医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

（助成の方法）

第8条 医療に関する経費の助成は、町長がその額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

- 2 町長は、前項に規定する支払についての事務を北海道国民健康保険団体連合会その他これに類する者に委託することができる。
- 3 町長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず規則で定める手続きにより、受給者に対し助成すべき額を支払うことができる。

（届出の義務）

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所等を変更したとき。
- (2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 医療の給付の根拠となる法令の種類、組合員証又は被保険者証の番号又は保険者の名称若しくは住所に変更があつたとき。

（助成の終了）

第10条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から、この条例による医療に関する経費の助成を行わないものとする。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 置戸町に住所を有しなくなつたとき。

(3) 死亡したとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 この条例による助成を受ける権利は、これを他人に譲渡し、又は、担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第12条 町長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成額の全部若しくは一部を助成せず、又はすでに助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第13条 町長は、偽り、その他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者又はその保護者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の消滅)

第14条 医療費の助成を受ける権利は、受給者が保険医療機関等において医療を受けた日の属する翌月の初日から起算して2年を経過したときに、時効により消滅する。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(置戸町医療費の助成に関する条例の廃止)

2 置戸町医療費の助成に関する条例（昭和46年条例第31号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第18号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第29号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第8号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第8号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第25号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第9号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第8号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定中「（外国人にあつては、外国人登録原票に登録されている者）」を削る部分は平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年条例第13号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

○置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例
施行規則

平成16年6月29日

規則第6号

改正 平成17年6月22日規則第14号

平成18年9月22日規則第28号

平成20年4月1日規則第11号

平成20年8月1日規則第21号

平成21年1月1日規則第1号

平成23年4月1日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、置戸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成16年置戸町条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金)

第2条 条例第2条第5項の規定による一部負担金は次のとおりとする。

(1) 受給者が満6歳に達する日（誕生日の前日）以後最初の3月31日まで
又はその属する世帯員全員が市町村民税非課税者の場合

初診時一部負担金（医科診療に係るときは初診1件につき580円、歯科診療に係るときは初診1件につき510円、柔道整復師に係るときは初診1件につき270円）

(2) 上記以外の場合

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療費被保険者が同法の規定により負担すべき額（基本利用料、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第14条

の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。
この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、44,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず12,000円とする。

(一部負担金と基本利用料の合算)

第2条の2 前条第2号の場合であつて受給者が条例第2条第6項に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

(所得の額等)

第3条 条例第3条第4号及び同条第5号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表によるものとする。

(受給者証の交付申請)

第4条 条例第5条の規定による医療に関する経費の助成を受けようとする者又は保護者は、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書(様式第1号又は様式第2号)を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 重度心身障害者医療に関する経費の助成を受けようとする者は、条例第2条第1項第1号に規定する身障手帳又は同項第2号に規定する状態にあることが判定若しくは診断された書類又は同項第3号に規定する精神保健手帳
- (2) ひとり親家庭等医療に関する経費の助成を受けようとする者は、現に児童を扶養又は監護している事実を明らかにすることができる書類
- (3) 条例第3条第4号又は同条第5号に規定する受給者又は配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類
- (4) 規則第2条第1号に規定する者(その属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限る。)にあつては、世帯全員が市町村民税非課税者であること

を確認できる書類

3 町長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によつて確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

4 町長は、第2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(受給者の決定)

第5条 町長は、条例第6条第1項により受給者であることを決定したときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等受給者番号払出簿により受給者番号を払い出すとともに、受給者台帳に所定の事項を記載する。受給者であることを承認しないことを決定したときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(受給者証の交付)

第6条 町長は、条例第6条第1項の規定により受給者であることを決定したときは、申請者に重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証（様式第4号又は様式第5号）を交付するものとする。

2 前項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は、8月1日から7月31日までとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(受給者証の再交付申請)

第7条 受給者は、受給者証をき損し、又は亡失したことにより、受給者証の交付を受けようとするときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（様式第6号）を、町長に提出してその再交付を受けることができる。

(基本利用料の助成額等)

第7条の2 条例第4条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は令第15条第3項（同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。）

に規定する額とする。

(助成金の交付申請)

第8条 受給者は、条例第8条第2項の規定による医療に関する経費の支給を受けようとするときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給申請書(様式第7号)を町長に提出するものとする。

(助成金の交付の決定)

第9条 町長は、前条の申請書を受理し、その内容を審査し、受給者に支給することを決定したときは、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給決定通知書(様式第8号)により、当該申請者に通知するものとする。なお、医療費支給決定通知書については、出納室発行の支払通知書により省略できるものとする。

(届出)

第10条 条例第9条の規定による届出は、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給資格変更(喪失)届(共通様式1号)により行うものとし、当該届出書には受給者証を添付するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(置戸町医療費の助成に関する条例施行規則の廃止)

2 置戸町医療費の助成に関する条例施行規則(昭和46年置戸町規則第14号)は、廃止する。

附 則(平成17年規則第14号)

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第28号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第11号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第21号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第1号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第9号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

第3条に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法

1 所得の額

(1) 条例第3条第4号に規定する所得の額は、前年の所得（1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年度の所得とする。以下同じ。）とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額とする。

(2) 条例第3条第5号に規定する所得の額は、前年の所得とし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第3項に定める額とする。

2 所得の範囲及び所得の額の計算方法

(1) 所得の範囲

ア 条例第3条第4項に該当する場合にあつては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項において準用する同令第4条の規定によるものとする。

イ 条例第3条第5号に該当する場合にあつては、児童扶養手当法第9条第2項並びに同法施行令第2条の4第3項及び第1項の規定によるものとする。

(2) 所得の額の計算方法

ア 条例第3条第4号に該当する場合にあつては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項において準用する同令第5条の規定によるものとする。

イ 条例第3条第5号に該当する場合にあつては、児童扶養手当法施行令第4条第1項及び第2項の規定によるものとする。

様式 略